

鳥栖・三養基地区消防事務組合

令和2年11月組合議会臨時会会議録

令和2年11月13日

1 出席議員氏名

森山 林	品川 義則	内川 隆則	尼寺 省悟	古賀 和仁
松隈 清之	栗野 久明	田中 俊彦	古賀 通	牟田 秀文
中山 五雄	寺崎 太彦			

2 欠席議員氏名

3 議会録署名議員

古賀 和仁 田中 俊彦

4 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	橋本 康志	副管理者	末安 伸之
副管理者	松田 一也		
消防長	下田 辰也	次長	藤戸 憲久
次長兼西消防署長	秋吉 孝二	次長兼鳥栖消防署長	森園 省三
総務課長	松永 康輝	警防課長	船津 直樹
情報指令課長	田中 清雅	予防課長	井上 耕一
総務課参事	大坪 広武	総務課長補佐	権藤 達弥
総務係長	園木 勝彦	財政係長	黒田 聡

5 議会事務局員氏名

総務係主査 石丸 栄治

6 議事日程

日程第 1	会期決定
日程第 2	議会録署名議員の指名
日程第 3	管理者提案理由説明
日程第 4	令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）
日程第 5	専決処分事項の報告

7 議会に付した案件

議事日程のとおり

8 議会の経過

開会 15時30分から15時40分

(森山議長)

本日、鳥栖・三養基地区消防事務組合告示第8号におきまして、組合議会臨時会が招集されました。ただ今、出席人員12人、よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。これより組合議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(森山議長)

ご異議なしと認めます。よって今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

また本日の会議時間は開会時間の都合により、会議をあらかじめ延長させていただきます。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第94条の規定により、議長において古賀和仁議員並びに田中俊彦議員を指名いたします。

日程第3 管理者提案理由の説明を求めます。

(橋本管理者)

はい、議長。

(森山議長)

橋本管理者。

(橋本管理者)

こんにちは。本日は臨時会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日、ここに組合議会臨時会を招集いたしまして、提案いたしております議案について概要をご説明し、ご審議をお願いすることといたしました。

議案第9号 令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正予算につきましては大規模災害が発生した場合において、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するために、国は外部からの供給なしに72時間は非常用電源を稼働できるよう燃料の備蓄を求めていますので、危険物施設の設置等に要する経費を計上いたしました。

補正予算の総額は、既決の予算から歳入歳出それぞれ5,328万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億8,097万6千円といたしております。

次に報告第1号 専決処分事項の報告でございますが、救急活動時に発生いたしました安全管理のかしに基づく損害賠償について専決処分いたしましたので報告するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

ありがとうございました。日程第4 議案第9号 令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第1号を議題といたします。提案理由の詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

議案第9号 令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第1号についてご説明いたします。別冊の②となっております令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第1号の1ページをお願いいたします。今回の補正でございますが、既決の予算の総額に歳入歳出それぞれ5,328万4千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,097万6千円といたしております。

つぎに4ページをお願いいたします。第2表の地方債でございますが、非常用発電機に供給するための危険物施設整備事業として限度額5,210万円、起債の方法は証券発行または証書借入、利率は5%以内、償還の方法につきましては政府資金の場合はその融資条件、その他の場合は債権者と協定することといたしております。

それでは歳入歳出予算の詳細につきまして、事項別に説明いたしますので7ページ8ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、款7の繰入金で項1基金繰入金、目3の消防施設等整備基金繰入金で、非常用発電機に供給するための危険物施設整備事業費の一部に充当するため、118万4千円を増額し補正後の額を2,827万1千円といたしております。また款10の組合債につきましては、目1の消防債で同事業費の主な財源といたしまして、5,210万円を増額し補正後の額を8,300万円といたしております。

続きまして歳出でございますが、款3消防費の項1消防施設費、目2の庁舎建設費は新たに5,328万4千円を追加いたしており、歳入の説明と同様に危険物施設の整備事業費として節12の委託料で116万1千円、節14の工事請負費で5,212万3千円を計上いたしております。

本組合における現在の非常用発電機の設置状況につきましては、鳥栖消防署と西消防署が、緊急通報の受信から出動等の指令業務を行う指令センター用と庁舎用のそれぞれ2基、基山分署につきましては指令センター用と庁舎用を兼ねたものが1基、全

でディーゼル機関の発電機を整備しているところでございます。

指令センター用の非常用発電機の稼働時間につきましては、設備内の燃料のみで稼働できる時間が一番短いもので、消防本部・鳥栖消防署に設置しております指令センター用の発電機が５時間２０分、一番長いもので基山分署の発電機が４５時間２０分となっておりますが、国は先ほどの管理者の提案要旨のとおり、７２時間外部からの供給なしに非常用電源を稼働できるよう求めていますことから、今回あらかじめ燃料を備蓄する施設の整備について、お願いしたいと考えているところでございます。

非常用の燃料につきましては、これまで石油組合等に対し優先的な燃料の供給をお願いしてきたところでございますが、本年９月台風１０号の九州接近に伴い気象庁による「特別警報」の発令に関する報道の結果、管内のガソリンスタンドが貯蔵している燃料の枯渇や営業時間の短縮などが相次いだため、庁舎敷地内で備蓄することの重要性について改めて認識をしたところでございます。

つぎに③の参考資料１ページをお願いいたします。非常用発電機を７２時間以上稼働させるための燃料の貯蔵方法と数量につきましては、消防本部・鳥栖消防署は地下タンク貯蔵所で４，０００ℓ、西消防署は屋内貯蔵所で１，４００ℓ、基山分署は既存の倉庫を改修して３００ℓ以上の軽油を備蓄する計画といたしておりますが、基山分署以外における施設の位置等については地質調査が不足しているため、今後、契約を締結する事業者と適切に進めてまいりたいと考えております。

また主な財源となります起債でございますが、大変有利な起債事業である緊急防災・減災事業が今のところ本年度までとなっておりますので、年度内の契約に向けてお願いをするものでございます。以上説明とさせていただきますが、何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

（森山議長）

以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第９号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

（森山議長）

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第９号 令和２年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第１号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

（森山議長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第９号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第５ 報告第１号 専決処分事項の報告について議題といたします。詳細説明

を求めます。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

報告第1号 専決処分事項の報告について説明をいたします。資料①の2ページの方をお願いします。本件の概要につきましては、令和2年9月1日基山町のクリニックに救急出動し傷病者を院内から搬出中、不注意な操作により室内の壁面にストレッチャーが接触し同壁面を破損させたものでございます。

なお相手方とは令和2年9月25日に示談が成立したため予備費を充用し、補償補填及び賠償金として41,800円を支出し、その後本組合が加入しております消防業務賠償責任保険で支出額と同額の保険金を収入いたしております。

また専決処分につきましては、本組合管理者の専決処分の指定に関する条例に規定いたします1件30万円以下の損害賠償額を決定し、令和2年9月25日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりまして組合議会へ報告するものでございます。今後はこのような事がないよう指導の徹底を図ってまいります。誠に申し訳ございませんでした。

以上、説明とさせていただきます。

(森山議長)

専決処分事項の報告について、詳細説明が終わりました。

これより報告第1号の質疑を行います。

(質疑なしの声)

(森山議長)

質疑を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、組合議会臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 15時40分

地方自治法第123条の規定に基づき、ここに署名いたします。

令和2年 11 月 17 日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

森 心 林

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

古 賀 和 仁

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

田中 俊彦